

(案)

契 約 書

物品の売買について、売出人 山梨県中北建設事務所長 壺屋 嘉彦（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 甲は、その所有する次に掲げる物品（以下「物品」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

- （1）品 名： 建設廃材（鋼材）
- （2）単 位： 100kg
- （3）契 約 単 価： 円
- （4）予 定 総 数 量： 938, 510kg
- （5）予 定 総 金 額： 円（取引にかかる消費税及び地方消費税を含む）
- （6）引 取 期 限： 令和7年9月30日まで
- （7）引 取 場 所： 中央市一町畑（置き場1）、乙黒（置き場2）、極楽寺（置き場3）地内
- （8）契 約 保 証 金： 財務規則第109条の2第4号又は第5号の規定により免除

（物品の売買代金）

第2条 物品の売買代金（以下、「代金」という。）の額は、前条による契約単価に、乙が第5条第1項により計量した正味重量（以下、「正味重量」という。）を乗じ、これに消費税額を加えた額とする。

2 正味重量に100kg未満の端数があるときは、これを切り捨てて算出した額を物品の売り払い代金とする。

（代金の支払）

第3条 乙は、代金を甲が発行する納入通知書兼領収書により甲が指定する日までに甲に納入しなければならない。

（事情変更）

第4条 この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、甲乙協議のうえ、契約単価の変更をおこなうことができる。

2 この契約による売却予定数量と実際の購入数量が大幅に乖離しても、甲又は乙は契約単価の変更を申し出ることはできない。

（重量の確認）

第5条 乙は、計量法（平成4年5月法律第51号）に基づく検定に合格した特定計量器により物品の正味重量を計量するものとする。

2 乙は、前項により計量した物品の計量証明書を甲に提出するものとする。

（所有権の移転）

第6条 物品の所有権は、乙が代金を完納した時に甲から乙に移転するものとする。

（物品の引渡し）

第7条 乙は、甲の指定する期日までに物品を搬出するものとする。また乙は、物品搬出業務終了時点で鋼材搬出撤去完了届を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から物品の引渡しを受けたときは、甲に物品の受領証の交付又は受領印の押印をするものとする。

(延滞違約金)

第 8 条 乙の責めに帰する事由により、第 3 条に定める支払期限までに代金を甲に支払わない場合は、乙は、甲に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、遅延日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額とし、その端数計算については同条第 2 項の規定による。

(危険負担)

第 9 条 乙は、この契約締結の時から物品を引渡すまでの間において、物品が甲の責めに帰することができない理由により滅失し、又は損傷した場合は、甲に対して代金の減免を請求することができる。

(担保責任)

第 10 条 乙は、この契約締結後、物品に隠れたかしがあることを発見しても代金の減額若しくは損害賠償の請求又はこの契約の解除をすることができない。

(甲の解除権)

第 11 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(2) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結した者

(3) 乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令又は第 62 条第 1 項に規定する納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を行い、当該排除措置命令等が確定したとき。

イ 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして行った排除措置命令等に対し、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟が提起され、当該訴訟について請求棄却または訴却下の判決が確定したとき。

ウ 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員または使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号による刑が確定したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を甲に支払うものとする。

3 第 1 項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

(公正入札違約金)

第12条 乙は、前条第1項のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、違約金として、この契約による代金の10分の2に相当する額を支払わなければならない。売買契約が完了した後も同様とする。

2 前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者または構成員であった者に違約金の支払いを請求することができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を支払わなければならない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(特殊の理由による契約の変更又は解除)

第13条 法令の規定により公用、又は公共用若しくは公益事業の用、その他やむを得ない理由により契約を履行することができない場合は、甲乙協議のうえ、その履行不能の部分につき、この契約を変更し、又は解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合においては、当該契約の解除された部分に係る物件は甲に帰属するものとし、甲はこれに相当する代金を返還するものとする。

3 第1項の規定により契約を変更し又解除した場合においては、甲又は乙は、それぞれの相手方に対しその賠償を請求することができないものとする。

(損害賠償)

第14条 乙は、その責めに帰すべき理由によりこの契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第15条 乙は、甲の承認を得ないで、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。

(契約の締結に要する費用)

第16条 この契約の締結に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第17条 この契約に定めのない事項については、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）の定めるところによるものとし、なお、疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

以上の契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 山梨県甲府市貢川二丁目1-8
中北建設事務所長 壺屋 嘉彦 印

乙
印